

○ 沿革

那覇検疫所は、全国に 13 か所ある検疫所本所のうち最南端に位置する検疫所で、日本で唯一、県全域が亜熱帯地域に属している。そのため、地球上の熱帯・亜熱帯地域で流行している感染症の侵入及び定着を防ぐ上でも、極めて重要な役割を担っている。

沖縄県は第二次世界大戦後、昭和 47 (1972) 年まで米国に占領されていたことから、他の検疫所とは異なった変遷を辿ってきた歴史がある。

那覇検疫所という名称は、昭和 28 (1953) 年 9 月 7 日 (琉球政府創設の翌年) に設置された組織が最初である。その後、昭和 47 (1972) 年 5 月 15 日に沖縄本土復帰に伴い国家事業である検疫に関わる所掌業務と琉球政府職員を承継して、厚生労働省設置法第 16 条に基づき「施設等機関」に位置づけられ、現在に至っている。

○ 「検疫制度創世の時代」(明治 12 年～明治 32 年)

明治 12 (1879) 年 7 月 14 日太政官布告により「海港虎列刺病伝染予防規則」が公布され、流行地から来航する船舶に対して、コレラ検疫を行ったのが我が国の検疫制度の始まりで、昭和 36 (1903) 年以降毎年 7 月 14 日を検疫記念日 (昭和 36 年～) とした。

○ 「海港検疫法の時代」(明治 32 年～昭和 20 年)

明治 32 (1899) 年に「伝染病予防法の特別法」として海港検疫法 (明治 32 (1899) 年 2 月 14 日 法律第 19 号) が公布され、ここに初めて我が国独自で常時海港検疫を行う検疫制度が確立された。沖縄においては、臨時海港検疫実施港として那覇が指定され、翌 33 (1900) 年開設への運びとなる。

那覇臨時海港検疫所 明治 33 (1900) 年 3 月 ～ 大正 2 (1913) 年 6 月
〃 大正 8 (1919) 年 8 月 ～ 大正 10 (1921) 年 2 月

○ 「米国占領時代の検疫」(昭和 20 (1945) 年 8 月～昭和 45 (1970) 年)

終戦直後の沖縄は社会構造そのものが根底から崩壊し、沖縄全島が混乱の渦中にあり、しばらくの間は外国との関係は完全に鎖国状態であった。この時期には密貿易も頻繁に横行していた。当時は、米国軍用艦船等が出入りしていたが、検疫は米軍によって行われていた。

昭和 27 (1952) 年 4 月 1 日琉球政府が創設され、この頃から日琉間の交流も増え民間船の出入港も増加し、米国民政府は日本国籍船舶のみに対して検疫を行うことを許可した。

昭和 29 (1954) 年 9 月 7 日社会局組織規則第 74 号を以て沖縄における検疫行政は開始されたが、復帰前の琉球政府の立法権は全て米国民政府の決裁によるもので、検疫法の立法はおよばない状況にあった。

昭和 37 (1962) 年には、那覇検疫所を琉球検疫所に改称している。

○ 「復帰後の検疫」(昭和 47 (1972) 年 5 月～)

昭和 47 (1972) 年 5 月 15 日、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭和 46 (1971) 年 12 月 31 日法律第 129 号) により本土復帰したことから、昭和 26 (1951) 年 6 月公布、昭和 27 (1952) 年 7 月 1 日施行の「検疫法」に基づき検疫行政が開始され現在に至っている。